

## 第1回 原子力発電所事故による経済被害対応本部 議事概要

日時：平成23年4月15日 07:50～08:10

場所：院内閣僚応接室

出席者：海江田原子力経済被害担当／経済産業大臣、枝野内閣官房長官、櫻井財務副大臣、高木文部科学大臣、片山総務大臣、江田法務大臣、松本外務大臣、細野厚生労働大臣、鹿野農林水産大臣、大畠国土交通大臣、松本環境／防災担当大臣、松本防衛大臣政務官、中野国家公安委員長、蓮舫消費者及び食品安全担当大臣、与謝野経済財政政策担当大臣、自見金融担当大臣、玄葉国家戦略担当大臣、仙谷内閣官房副長官、福山内閣官房副長官、細野総理大臣補佐官、鈴木事務局長（文部科学副大臣）、佐々木内閣官房副長官補

### 1. 海江田大臣冒頭挨拶

鈴木事務局長による議事進行の下、冒頭に海江田原子力経済被害担当大臣から挨拶があり、続いて「本部決定案」を読み上げ。

### 2. 意見交換における主な意見

- 出荷制限、風評被害等で困っている農業・漁業者等についても相当の因果関係があるものには仮払いできるようにすべきではないか。
- 「一義的な責任は東電にある」という点について、原賠法上、東電が支払うにしても、民法の特例に基づき決定されることや法の解釈等を含め、しっかり整理する必要がある。
- この本部は、各省横断的に動かしていける場。全閣僚がメンバーとなっているが、たとえば、農水省（農業）、経済産業省（工業）、国交省（観光）においては、経済被害の把握や損害状況の、事務局への集約をお願いしたい。
- 前代未聞の事態なのだから、もし、今の原賠法で足りないということとなれば、新しいスキームをしっかりと作るべき。
- 被害者は、損害賠償請求を行うための書類等の準備が必要であり、不安を抱えている。東電だけでなく、政府でも相談を受け付ける体制の整備（窓口等）が重要。
- ①損害賠償をめぐる実施の問題と、②原賠法に基づく責任についての法的解釈とい

う本質的な問題が2つ存在している。責任主体の設置と責任の範囲をどのように決めていくのが重要。加えて、東電の経営問題、電力の安定供給、マーケットの反応も含め、総合的に取り組む必要がある。

○原賠法の枠組みはしっかりしている。相当な因果関係については、まずは、出荷制限を受けた農水産物など相当な因果関係が明確にあると言える範囲について賠償するという事ではないか。

※意見交換の後、高木大臣より原子力損害賠償審査会について説明があり、その後、「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」の本部決定案について了承。

－ 以上 －